

副
本

平成22年(行コ)第300号 公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件
控訴人 藤永知子 ほか18名
被控訴人 埼玉県知事 ほか 4名

答弁書

平成24年10月17日

東京高等裁判所第24民事部口S係 御中

〒336-0021 埼玉県さいたま市南区別所3-13-22-306

被控訴人ら訴訟代理人 弁護士 関口幸男

電話 048-864-5628

FAX 048-864-5140



第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 控訴の趣旨第2項はこれを却下する。
 - 2 控訴人らの請求をいずれも棄却する。
 - 3 控訴費用は控訴人らの負担とする。
- との判決を求める。

第2 被控訴人らの主張

原判決の判断は正当であり、本件控訴のうち、控訴の趣旨第2項は不適法であるからこれを却下し、その余は理由がないから棄却されるべきである。

なお、被控訴人らの主張及び立証は、原審における口頭弁論の結果のとおりであるからこれを援用するほか、控訴理由書等における控訴人らの主張に対する認否・反論は、追って準備書面をもって行う。

以上